

# 登別市大規模盛土造成地マップ

## 大規模盛土造成マップについて

阪神・淡路大震災(平成7年)・新潟県中越地震(平成16年)および北海道胆振東部地震(平成30年)では、谷や沢、傾斜地を大規模に盛土した造成地で、崖崩れや土砂が流出する被害が発生しました。

令和元年度に国土交通省都市局都市安全課が「宅地耐震化推進事業」、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に沿って大規模盛土造成地の調査を実施し、登別市における大規模盛土造成地マップを作成しました。

市民の皆さまに、大規模盛土造成地の存在を身近に知っていただくことで、防災意識を高め、災害の防止や被害の軽減につなげることを目的としています。

なお、マップは大規模盛土造成地の位置と規模を示すものであり、**マップに示された箇所が地震時に必ずしも危険というわけではありません。**

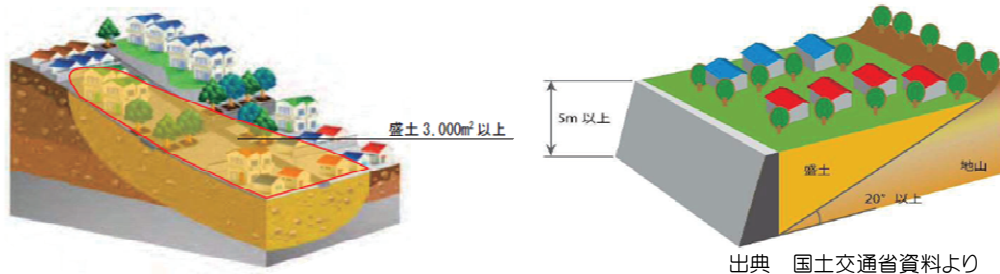
## 大規模盛土造成地とは

大規模盛土造成地には、「谷埋め型」と「腹付け型」の2つのタイプあります。

- 1) 谷埋め型大規模盛土造成地  
谷や沢を埋めたとた造成地で、盛土の面積が3,000㎡以上のもの
- 2) 腹付け型大規模盛土造成地  
傾斜地に盛土した造成地で、地山の傾斜が20度以上かつ高さ5m以上のもの

1) 谷埋め型大規模盛土造成地

2) 腹付け型大規模盛土造成地

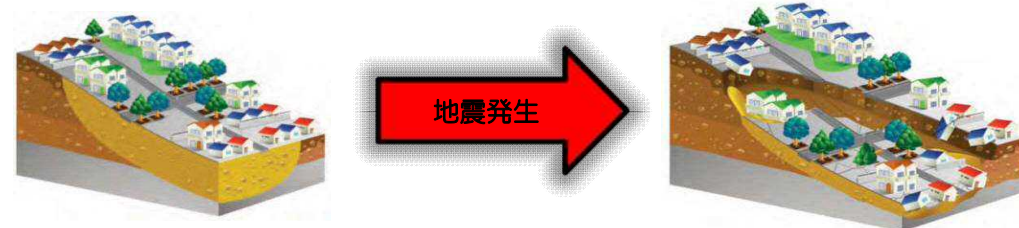


出典 国土交通省資料より

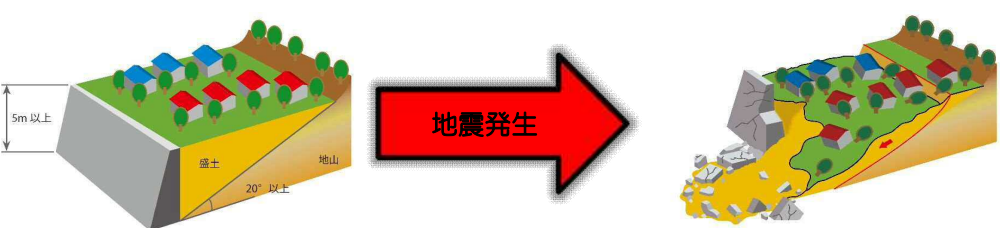
## 大規模盛土造成地での被害とは

地震による大きな揺れにより、盛土造成地全体または大部分が斜面下部方向へ移動する。

1) 谷埋め型大規模盛土造成地



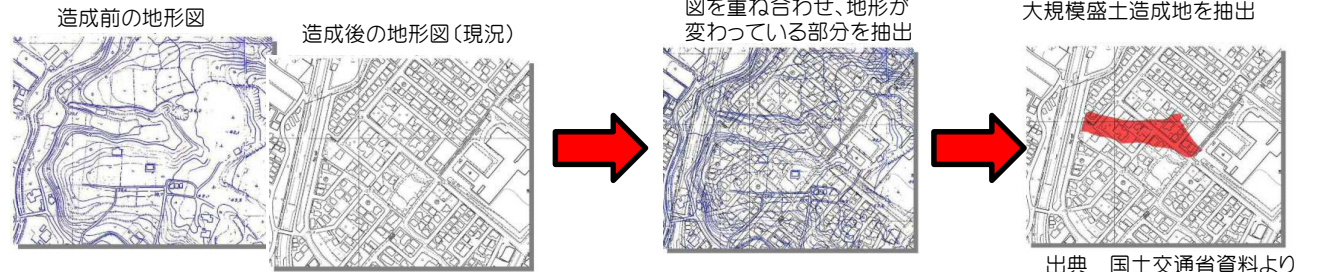
2) 腹付け型大規模盛土造成地



出典 国土交通省資料より

## 大規模盛土造成地の調査方法

令和元年度に国土交通省にて大規模盛土造成地の場所と大きさ(どこ?規模は?)についての調査を行いました。昭和43年及び昭和55年の造成前の地形図と平成26年の造成後の地形図を重ね合わせ、谷間や山の斜面であった場所の地形が変わり、地盤が高くなっている場所が盛土区域となります。この盛土区域の中から大規模盛土造成地の条件に合った造成地を抽出します。なお、今回の調査では先に述べた地形図のほかに、上空からの写真、国土地理院の測量データを使用しました。



## 大規模盛土造成地に関するQ&A

- Q1. 公表された大規模盛土造成地マップに示されている箇所は危険ということですか。  
A1. 公表したマップは危険箇所を示したのではなく、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示したものです。大規模盛土造成地であるから必ずしも危険というわけではありません。
- Q2. 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、何か対策が必要ですか。  
A2. 現時点で対策の必要はありませんが、もし擁壁などのひび割れや石垣からの土砂の流出など何かおかしいとお気づきになった際は市役所建築住宅グループ建築指導担当にご相談ください。
- Q3. なぜ、過去に区画整理事業や許可(宅地造成等規制法、都市計画法など)を受けた造成地でも調査を行ったのですか。  
A3. 今回の調査は近年の大地震の被害事例の分析による新しい知見に基づくものです。許可当時の技術基準を満たしていても、調査の対象としています。
- Q4. 大規模盛土造成地に含まれていない宅地は安全ですか。  
A4. 大規模盛土造成地に含まれていなくても、日頃から防災意識をもち、宅地周りの状況に目を配ってください。
- Q5. 他のハザードマップ(土砂災害警戒区域など)と大規模盛土造成マップは関連するものですか。  
A5. 関連はありません。
- Q6. 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、建物の新築や建替えに制限がかかりますか。  
A6. 大規模盛土造成地であることで、建築が制限されることはありません。
- Q7. 宅地建物取引業に規定する重要事項説明書に記載する必要はありますか。  
A7. 土地売買の際の重要事項説明書に大規模盛土造成地の有無の記載は求められていません。
- Q8. 公表されたマップでは自分の敷地が入っているかよくわかりません。詳細なマップはありますか。  
A8. このマップはおおむねの位置と規模を示したもので、個々の敷地まで特定するものではありません。なお、市役所都市整備部建築住宅グループで、インターネットで公表しているものより見やすいマップ(拡大図)を閲覧できます。

## 【国土交通省 宅地防災に関するホームページ】

- 宅地防災 <http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>
- 大規模盛土造成地の滑動崩落対策 [http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_fr\\_000004.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000004.html)
- わが家の宅地安全マニュアル <http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>
- 宅地耐震化推進事業 <http://www.mlit.go.jp/crd/web/iigyo/iigyo.htm>

## 【問合せ先】

登別市都市整備部建築住宅グループ建築指導担当 〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地  
 電話:0143-85-4399 FAX:0143-85-8286 メールアドレス:kenchikuka@city.noboribetsu.lg.jp  
 ホームページ:<http://www.city.noboribetsu.lg.jp/>